

令和 7 年度における地方独立行政法人市立吹田市民病院障がい者就労施設等からの 物品等優先調達推進方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、本院における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定めるものである。

2 適用範囲

この方針における調達を行うべき範囲は、本院の全ての組織とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本方針の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- （１）障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する施設等
- （２）障害福祉サービス事業所の共同受注窓口

4 調達目標

前年度調達実績の同等以上を目標とする。

5 調達の対象品目

本院が調達する物品等のうち、事務用品、記念品、印刷等の授産製品及び清掃などの役務等、障がい者就労施設等が受注することが可能なもの。

6 調達の推進方法

- （１）障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

新たに物品等を調達する場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

- （２）随意契約による調達

地方独立行政法人市立吹田市民病院契約規程第 2 1 条第 1 項第 8 号に規定する随意契約を積極的に活用する。

7 調達における留意事項

- （１）障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮する。
- （２）物品等の発注は、障がい者就労施設等からの調達であることを考慮し、可能な限

り計画的に行うとともに、適切な納期の設定に努める。

8 調達の方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成した時は、ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、ホームページ等により、速やかに公表する。

令和7年4月1日